

# ☆食品営業許可施設には守らなくてはならない基準があります。

重大な違反には行政処分(営業停止・許可取り消し等)もありますので注意しましょう。(食品衛生法第50条・第55条)

## 食品衛生法施行条例(一部抜粋および簡略化)

### 第1 施設等における衛生管理

#### 2 施設の管理

(1)施設およびその周辺は定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。

(2)作業場には不要なものを置かないこと。

(5)窓及び出入口は、開放しないこと。

#### 3 設備及び機械器具類の衛生管理

(6)包丁その他の調理に使用する器具は、熱湯の使用その他の適切な方法により消毒し、乾燥させること。

(9)手洗設備は、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けんその他の衛生上必要なものを備え、常に使用できる状態にしておくこと。

#### 4 そ族、昆虫等の対策

(2)そ族、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施し、その実施記録を1年間保存すること。

#### 6 食品等に関する取扱い

ウ 食品及び添加物並びに器具を直に床に置かないこと。

エ 冷蔵設備及び冷凍設備内では、相互汚染が生じないように区分して保存すること。

#### 8 食品衛生責任者の設置

(1)営業者は、施設又はその部門ごとに、知事が認める資格者を食品衛生責任者として定めること。

### 第2 施設等における従事者等の衛生管理

#### 1 健康管理

(3)営業者は、従事者が食中毒等の疑われる症状があるときは、その旨を営業者、食品衛生責任者等に報告させ、当該従事者を食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

#### 2 作業時の衛生管理

(1)従事者は、作業中は清潔な作業着を着用し、作業場内では、専用の履物を用いることとし、必要に応じ、マスク及び帽子を着用すること。

(4)従事者は、常に爪を短く切り、マニキュアその他これに類するものをつけないこととし、作業前及び用便直後その他汚染の原因物質が付着しているものを取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

お問い合わせ先 沖縄県中部保健所 食品衛生広域監視班  
電話番号 098 - 894 - 6530

調理場に不要物や私物を持ち込まないようにします。また、ねずみや昆虫の侵入を防ぐように気を付けます



窓やドアはきちんと閉めましょう。✗



洗った後は熱湯・蒸気・消毒剤などで消毒もしなくてはなりません。使う前にも消毒をすると効果的です。

手洗い設備に置きましょう。

1. 石けん
2. ペーパータオル
3. 消毒剤(アルコール等)



床にはホコリやばい菌が落ちています。床面から高さ30cm以下は食品の取扱いに適しません。(高さ60cmまで水はねして汚染されます。)



営業許可を受けた後、一年以内に定め管轄保健所に設置報告書を提出しなければいけません。



食品に触れる従事者は定期的に健康診断・検便等を受けましょう。また、毎朝健康チェックを行い、下痢や発熱のある人は作業に従事させないようにします。



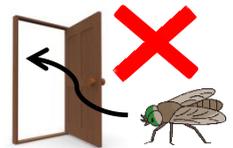
全文は沖縄県庁ホームページの「沖縄県法規集」([http://www3.e-reikinet.jp/okinawa-ken/d1w\\_reiki/reiki.html](http://www3.e-reikinet.jp/okinawa-ken/d1w_reiki/reiki.html))の中から「食品衛生法施行条例」を検索し第2条 管理運営基準(別表第1)をご覧ください。

# なくそう！異物混入！

## 昆虫・虫卵

害虫駆除を定期的に行いましょう。

また、作業場内に余計なものがあると昆虫のすみかとなる恐れがあります。整理整頓と清掃を行い、生息場所を作らないようにしましょう。



ドアや窓を開け放したまま作業せず、やぶれた網戸はすぐ直しましょう。

原材料の輸送用外包装（ダンボールなど）は、外の地面に置かれたり、再利用されたりします。

虫卵がついている恐れや、生息場所となるおそれがあるので、作業場内へは持ち込まないようにしましょう。



## 金属など

金属類の混入は、口腔内のケガや歯のかけなど、事故につながるおそれがあり、損害賠償を請求されるケースもあります。画びょう、クリップなどは作業場内では使わないようにしましょう。

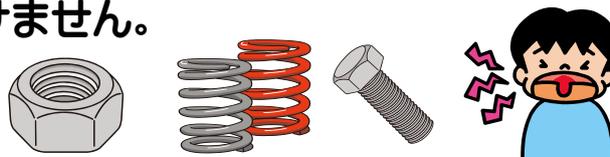
文房具や工具は専用の保管場所を設けましょう。



タバコ、コイン、鍵などがポケットから落ちて混入することがあります。作業場には私物を持ち込まないようにしましょう。

作業開始前後に、機械や器具の破損がないかをチェックしましょう。ネジが混入した事例があります。健康被害の発生する恐れがある異物混入食品は回収や廃棄を行わなければいけません。

## 毛髪・ちりなど



作業場内では、専用の作業服、専用の履き物を着用し、ネットや帽子を正しく着用しましょう。

